

令和6年度第6回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和6年9月30日（月）午前10時から正午まで

場所

流山市役所第2庁舎3階第301会議室

出席委員

村上 涼会長、田中 由実副会長、設楽 小百合委員、箱田 久美子委員、上橋 泉委員、藤本 喜代美委員、若松 文委員、矢部 ひとみ委員、堰塚 裕一委員、小澤 孝江委員、森下 温子委員、長谷部 敬子委員

欠席委員

蛸原 正貴委員、藪本 敦弘委員

傍聴者

4名

事務局

遠藤子ども家庭部次長兼保育課長、小谷子ども家庭課長、栗原子ども家庭課虐待・DV防止対策室長、宮澤健康福祉部次長兼障害者支援課長、平尾児童発達支援センター所長、渡邊健康増進課長、郡司指導課長、新倉教育総務課長、小谷子ども家庭課子ども政策室長、岩田教育総務課学童クラブ運営係長、北根子ども家庭課主任主事、賀上子ども家庭課事務員、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題

- (1)（仮称）流山市こども計画の素案について
- (2) その他

配付資料

資料1：（仮称）流山市こども計画の素案について

資料2：（仮称）流山市こども計画個別事業（案）について

資料３：（仮称）流山市こども計画の答申（案）について

参考資料：（仮称）千葉県こども計画素案概要、具体的施策

議事録《概要》

《村上会長》

定刻となりましたので、ただいまから令和６年度第６回流山市子ども・子育て会議を開会します。

初めに、本日の出席をご報告します。ただいまのところ、出席委員９名、欠席委員５名であります。よって、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入ります。初めに、議題の（１）について、「（仮称）流山市こども計画の素案について」です。事務局から資料１及び資料２に基づき、（仮称）流山市こども計画（素案）の概要について説明していただき、計画の個別事業案について、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

それでは事務局から資料１、資料２について、説明をお願いします。

《事務局》

資料１：（仮称）流山市こども計画の素案について

資料２：（仮称）流山市こども計画個別事業（案）について

説明

《村上会長》

以上で事務局からの説明は終わりました。

（仮称）流山市こども計画の個別事業（案）について説明がありました。このことについて、事業内容等に関するご質問やご意見をお願いいたします。

小澤委員をお願いします。

《小澤委員》

資料２（仮称）流山市こども計画個別事業（案）の事業番号１について、前回の会議でも言いましたが、子どもの権利条約のことをリーフレットで渡すという話は聞いているのですけれども、母子手帳の方に掲載するような方向で考えていただけたらいいなと改めてこれを見ながら思いました。

それから、私達流山おやこ劇場は文化団体なので、２ページの事業番号１５「公

民館における子育てコンサートなどの子育て家庭が、文化芸術に触れる機会を創出します。」と書いてあったのですが、具体的にどんな計画があるのかをお聞きしたいと思いました。

それから、2ページの事業番号24「相談・カウンセリング」に不登校という言葉が今回入ってきて、一歩前進したと思います。相談事業自体には不登校の言葉が入っておらず、相談事業という形で今まで明記されていたと思うのですけれども、こどもの学ぶ権利の場の保障のようなところから考えると、相談業務だけじゃなくて何か「場所」の提供のようなことも検討されたらいいのではないかと思います。

事業番号17「(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営」とあるのですけれども、具体的によく分からないので説明していただけたらうれしく思います。

1ページの事業番号5「若者まちづくり事業」について、再掲ですけれども、これも具体的にどのような事業なのかをお聞きしたいです。こどもや若者が地域やまちの課題を自分達で解決するというようなところで、具体的に建物とかも建てるのか、どのようなイメージなのかをお聞きしたいです。

《村上会長》

事務局いかがでしょうか。

《小谷室長》

小澤委員から複数のご質問等あったと思うのですが、本日全ての担当課がいるわけではなく、ご意見という形で担当課にお伝えさせていただきたいと思います。

《渡邊課長》

健康増進課長の渡邊です。

母子手帳の関係について、先日、お話を受けまして、現状難しいという話はその時にさせていただいたのですけれども、改めてこのことについて確認したところ、母子手帳は母子保健法に基づいて載せる内容が決まっているということで、特定の業者がそれを冊子の形でつくっています。流山市だけ特別にページを差し入れるのは、どうしても難しいということなので、これまでどおりリーフレットを入れることになります。また、全件面談を妊婦さんにしておりますので、ただ一言を入れるだけではなくて、こういったことが今やられていますよということをご説明できたらいいのかなと現状考えています。

《郡司課長》

指導課の郡司でございます。

不登校児の居場所については今年度から新しい事業を始めておりまして、まずはバーチャル空間を利用することで、今、どんなものを提供できるかを検討している最中で、今年度中には稼働できると思っています。

それ以外にも市内には、おやこ劇場のような様々な居場所を提供してくださっている民間の団体の方もいらっしゃいますので、そういった方々のお力をお借りして、なかなか外に出られないこども達がバーチャル空間を利用してつながって、そういった居場所を求めているのであれば、そこに紹介をしていくようなことを計画しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

《栗原室長》

子ども家庭課虐待・DV防止対策室の栗原です。

3ページの事業番号17「(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営」について、これまで、児童福祉分野、虐待やDVに対する運営については、子ども家庭部子ども家庭課虐待・DV防止対策室で対応しておりました。

そして、ここに書かれております母子保健の分野について、いわゆる保健センターの業務については、健康福祉部健康増進課と部局が分かれているところになっておりました。これまでも連携をとって対応してきたのですが、令和7年度から母子保健部門と児童福祉部門を同じ子ども家庭部子ども家庭課の中で対応していくということで設置を予定しております。相談の窓口をできるだけ一本化していくというところで考えております。

《小谷室長》

事業番号5「若者まちづくり事業」に関しましては、具体的なものはこれからという形になります。その際にはいろいろご相談させていただくことがあるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

《村上会長》

先ほど、不登校のこどもの場合でバーチャル空間の利用について話がありましたが、実は、大学生でもバーチャル空間のアバターを使っておこなった場合に効果があったという研究があるので、是非、進めていただければと思います。

他はいかがでしょうか。はい、矢部委員お願いします。

《矢部委員》

私からは2点、情報を共有させていただきたいことがあります。まずは9ページ、基本目標4の「(2) 生きづらさを抱えた若者支援」の事業番号24「相談カウンセリング」の件なのですが、資料1の44ページ、「(3) 相談支援」のところで、「子育てに関する相談窓口について、身近で敷居が低く、いつでも気軽に相談できるような体制づくりを進めていく」と記載があるのですが、こちらは是非、子育て以外の相談窓口でも、こどもが言いたいときに気軽に相談できるようにしていただきたいので、子育てに関する相談窓口だけではなく、他のところも敷居が低くなってくれたら良いと思いました。また、先生以外の方がサポートできるような体制をつくっていただけたらと思います。

これに関係して、8ページの事業番号90「幼保小の連携」の件なのですが、こちらは幼稚園、保育園で発達障害やグレーゾーンかもしれないと先生が分かったうえで支援をされていても、小学校に上がることで支援が分断されてしまい、情報が共有されず、そのままにされている場合もあるので、こちらの幼保小の連携で、是非、そういう支援を小学校に持って行って続けていただけるような形をとっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

《郡司課長》

指導課の郡司でございます。ご意見ありがとうございます。

まず、教職員の研修といいますか、本当に困り感のあるこども達の理解をもっと進めていかなければいけないということをお話を伺いまして考えました。そういったことにもしっかりと努めてまいりたいと思います。

幼保小のつながりですけれども、それにつきましてもそういったご意見を多数受けております。今後、そういったことについても改善できるように、学校としては様々な人材も配置しているのですが、そういう意味では、まだまだ有効に活用し切れてないということをお話を聞いて感じました。さらなる改善に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

《村上会長》

ありがとうございます。

幼保小の連携のところは、就学相談や児童票ですかね、送るところでの連携は既にされているという理解でよろしいでしょうか。

《郡司課長》

実態としまして連携はしているところですが、その情報として何を伝えるかを統一されていないことが課題になっておりまして、例えば、小学校が欲しい情報がしっかりと伝わっていなかったということもあるかと思いますので、教育委員会としましても、そういったことについても取り組んでいきたいと考えております。

《村上会長》

何を情報として伝えるかというところを明確にしていくことで、より情報が密に伝わる可能性がありますね。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。はい、藤本委員お願いします。

《藤本委員》

要録とか、つながりとしては小学校ととても密にお話できていまして、大丈夫だと思っています。保幼小の方も長谷部委員達と一緒にやっていますので、本当につながりがいいと思うのですが、今、学童クラブがとても増えております。学童クラブとのつながりはできてないかと思うので、もしそこが分かったらクラスを分けた方が運営しやすいというのが、幼保小連携とは違うのですが、課題の1つかなと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。

学童クラブの話が出ましたが、堰塚委員、何かご意見ございますか。

《堰塚委員》

藤本委員からご指摘あったように確かに学童クラブと就学前の機関、保育園等との連携という部分が十分できていないのが現状であります。どうしてもというお子さんに関しては、保護者の協力、保育園の協力をいただきながら、個別に対応している部分もあるのですが、全体としての連携においては、まだまだ不十分であるかなという認識がありますので、そういう部分での連携、関係性の向上を進めるのが、これからの大きな課題であるかと考えております。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

その上で何か市に期待したいことは今思いつく範囲でありますか。

《堰塚委員》

普段なかなかその現場の学童クラブと地域の保育園等との関係をつくるきっかけだとかそういう部分が非常に乏しい部分があるかと思っています。例えば、学校であれば、春や秋の運動会の場所として学校施設を提供したりしながら関係性を継続しているところもあるかと思うのですけれども、学童クラブとはなかなかその保育園との関係性の薄い部分があるので、それこそ、相互に児童による訪問だとか、そういう機会が設けられれば、その地域の保育園、学童クラブとの関係性がつくれますし、やがて保育園のお子さん達が小学生として上がってくる中において、小学校環境、学童クラブ環境に慣れる手助けにもなるのではないかと考えております。

《村上会長》

個別につながりをつくるきっかけや連絡協議会があると良いというお話ですね。ありがとうございます。

《田中副会長》

今話を聞いて、民生委員や幼稚園、保育園、小学校などの集まりのケア会議というのは、何課が担当しているのですか。8月に地域のケア会議があって、小学校の先生や校長先生も参加していて、それはとても良かったと思うのですが、これをきっかけに個別で連携がないというのは、個別の対応の情報が伝わっていないのではないかという意味ですか。

《藤本委員》

個別の情報については、保育園とか幼稚園から上がってきます。特に保育園は、学童クラブを使うことが多いと思います。小学校には、必ずこういう子だということで要録、補足もしていますし、就学時健診もしているからいいのですけれども、学童クラブは、別個の全然違う分野になってしまいます。学童クラブは今、1つの学校に対して40園、50園という保育園から行っています。恐らく学童クラブの方は、どこの保育園から来ているかも分からない上で始まっているので、これは1つ課題であると思います。「点」になっているだけなので、何か結びつく学童クラブの方もやりやすいのかなと思います。学校は分かってらっしゃると思うので、クラス替えなども上手に対応ができると思います。

学童クラブではこどもがとても増えています。何かそこに課題が1個あると、こども達も行きづらかったり、学童クラブで暴れてしまい、先生もその環境に慣れていないため、発達障害やグレーゾーンの子はいろいろなことが起こってしまうとい

う「点」になってしまっているというところが課題であると思います。

《村上会長》

その点を線に変えていくところですね。良い仕組みがあれば、事務局の方でも、今後の検討としてお考えいただければと思います。

他によろしいでしょうか。

《田中副会長》

こどもの権利に関することで、前回よりも記述が増えて良くなったと思います。また、事業についても、こども・若者の方の意見聴収などが予定されているので、とても期待しています。

こどもの権利教育のことに關しては、まだ大人の方も、理解が進むのがなかなか難しいものの、大人の部分もやっていくというふうに1番最初の方に書いてあったと思います。こどもの権利保障に関する研修についてですが、事業番号3「こどもの権利保障に関する研修」は、大人対大人だと思います。

こどもに關しては、今は小学生とか中学生は、小学校5年生と中学校2年生というふうに聞いているのですけれども、本当の理想は小学校1年生から中学校3年生ぐらいまでとか、その成長の段階に合わせて、1年に1回ぐらい、総合学習の時間とかあると思うのです。少しだけでもそれに触れるような時間が全学年にあればいいと思っています。

あとは、流山市のこどもの権利条例が今どのように進んでいるのかというところと、こどもの権利部会の設置検討というのは、オンブズマンみたいなイメージなのかをお伺いしたいと思います。

《小谷室長》

こどもの権利についてのご質問ですけれども、こどもの権利条例に關しては、現在も、事務局等でこども権利条約等を含め権利保障について、勉強研究をしている段階になります。

こどもの権利部会の関係ですけれども、条例の動きというよりも、まずはその計画の評価検証等に当たって、権利に関するものの調査審議を行う部会の設置を検討していくということで、まだ条例等ができていない状況ですので、条例に絡むというよりは施策の状況として見ていく通常の評価検証の部分に近いところになるのかなというところです。特にオンブズマンというところは現時点ではまだこれから研究段階というふうに思っております。

《田中副会長》

敢えてお伺いしたところですので、本当に行政とか関係ない独立した相談機関、こどもからの救済機関があるといいなというふうに思っています。

《郡司課長》

指導課の郡司です。

こどもの人権に関わる教育についてですけれども、道德の時間で年間でどういった内容を扱うかが計画で決まっています。その中に必ず人権に関することは毎年入っているので、道德では全学年で実施しています。

それ以外に、人権を取上げて人権に関する勉強というような切り取った形ではないのですけれども、各教科において、人権に関わるような題材が組み込まれていることもありますので、はっきりとこれは人権について学ぶ授業とは、印象づかないかもしれませんが、そのような形で実施しています。

ただ、なかなかそれが浸透しないのは、まだ力が足りないと今後またさらに、指導に力を入れていきたいと考えております。

《箱田委員》

本当に、ここまでまとめられるのは大変だっただろうと思います。お疲れさまです。事業数が123ですか。これだけの事業を実施していくのは大変なことだと思います。分からないところがありましたので質問をします。

1ページの事業番号11「若者居場所づくり事業」と事業番号12「児童育成支援拠点事業」について、これは国の方でこういった事業をというふうに挙げられているので、別々にしないといけないのでしょうか。両方とも居場所ということで、分ければこういうことになるのかもしれないのですけれども、実際にこどもがそこに行くということを考えたときに、あなたはこっち、あなたはあっちというふうなことは、難しい部分があるだろうと思います。その辺は一体的に運営できるような形がいいと思いました。

それから、5ページの事業番号58「アウトリーチ等を通じた継続的支援」というのと、59「参加支援」というものも分かりにくいと思います。実際にはご相談を受けて、どうしようかというふうな方向づけを行っていくときには一体的にやっていくのかと思うので、そういったところが市民の方から見て分かりやすくなるとういと思いました。その辺を整理されるといいと思います。

そして、担当課がいろいろと上がっています。これだけの事業を実施していくに当たってはその中心となる課、担当がどこなのか、子ども家庭課なのか、どうなの

かなと思います。国の方でもこども家庭庁をつくって一体的にというふうなことが目指されているかと思いますが、市の方でもその辺の組織の在り方を明示されるいいと思いました。

《村上会長》

そうですね。事業番号１１と１２は、２つの事業ですけれど、その利用する若者が分けられないような配慮が必要かなと思います。

その他に何か事務局の方からございますか。

《小谷室長》

箱田委員ありがとうございます。

事業番号１１と１２は、重なるところもあるかとは思っておりますけれども、事業番号１１は若者の誰でも気軽に来ることができる場所というようなイメージのところ、事業番号１２に関しては課題を抱えるところが入ってきて、全てが一体というよりは重なるところがあるのかなと考えているところになります。

事業番号１１に関しても、事業番号１２に関しても本当これからというところで、形が何かを目指す決まったものがあるというものでもなく、これからも検討研究していきたい部分でもあるところです。

事業番号５８と５９に関しましては、確かにこの言葉だけを見て、どういうことを言っているのかが分かりづらいところもあるかと思いますが、もう少し分かりやすい言葉と、先ほどの事業番号１１と１２も含めて、全体的に見て分かりやすい事業名等を記載していきたいと思います。

最後の市の組織の在り方というところで、各課がそれぞれやっているという状況になりますので、計画としては子ども家庭課の方で取りまとめ等を行っていきますけれども、その計画の中で位置づけられた各課と連携しながら、全体的なこども・子育て施策を推進していくという形になると思います。

《村上会長》

その他いかがでしょうか。森下委員お願いします。

《森下委員》

今回の（仮称）流山市こども計画個別事業計画（案）を拝見して、こどもの権利の保障や意見聴取の仕組みに非常に重点が置かれていて期待できると思いました。また、妊娠から出産、未就学児までの支援は、これまでの計画で積み重ねてきたも

のにプラスして、例えば、マタニティータクシーや産後ケア事業、ペアレントトレーニングなど、市民の結構細かいニーズに寄り添ってより充実させていただいているなという印象を受けました。

就学以降から若者までというのが、今後、課題になってくると感じています。先ほども学童クラブが議題に上がっていましたが、事業番号78で「学童クラブの運営支援」ということが新規事業で入れていただいている、学童クラブにこどもを通わせている保護者としては非常にありがたく、是非学童クラブの運営を支援していただいて、支援の方も大変だと思いますし、こども達も本当に溢れかえっていて、不登校という話も出ましたが、不登校の要因が学童クラブにどうしてもなじめなくて不登校になってしまったというお話もよく耳にするとところがあるので、是非、こどもが楽しく通って学童クラブの方の運営の負担も減るような仕組みができれば非常にうれしく思います。

若者がやはりまだ事業として弱いということは印象として感じました。

事業番号100の「中高生向けの図書資料の充実」はとてもうれしいし、ありがたい事業だと思うのですが、それ以外のところで例えば全体の資料の中でも、若者の無業者の推移が流山市としては数値がありませんというお話があったのですが、学校で問題なく過ごせていた子が、社会に出るときにつまずくということは非常に多くありますし、流山市での実態は、どうなのかというのは、今後、何かしら数を拾って支援する体制ができていくといいなと思います。

《村上会長》

若者と学童クラブの話が出ましたが、ご検討いただければと思います。

《藤本委員》

5ページの事業番号64「女性の生き方相談」の女性相談員というのはどのような資格を持っている方なのか何か分かることがあれば教えていただきたいと思います。

《村上会長》

この点はいかがでしょうか。事務局お願いします。

《小谷室長》

藤本委員のご質問の女性相談員は、本日担当課が不在でして、今は分からないというお答えになってしまいますけれども、事業内容に含めて書くことができればと

は思います。ありがとうございます。

《村上会長》

気になりますよね。どのような方がされているのか。

私からよろしいでしょうか。医療的ケア児の保育支援事業で、現場の保育者が特定行為業務従事者という研修を受けると、痰の吸引とかができるようになると思うのですが、それは、事業番号69「医療的ケア児の受け入れ」の保育所等への補助を行うに含められているのでしょうか。

《遠藤次長》

保育課の遠藤です。

一応、痰の吸引の補助というのもここには含まれていますが、実態としては、その研修自体が長期のものなので、現場の保育士が行くというのは結構難しい状態です。園長先生の方々に話したところでは、なかなか長期間にわたって出すことができないというお話をいただいております。その辺りも含めて保育士が痰吸引とかができるようになる状況をつくることは、今後、考えていかなければいけないと思っています。

《村上会長》

是非、看護師の配置も必要ですけど、その辺りも検討いただければと思います。他はいかがでしょうか。

《田中副会長》

（仮称）流山市こども計画（素案）のところで、「①母親の就労状況」だけ書かれてあるのですけれど、父親は入れないのですか。

《小谷室長》

こちらは、全部載せているものではなく一部抜粋をして載せております。特に、父親のところが顕著な課題等が多く見えるものではなかったかなと思ひまして、母親のみを掲載という形にさせていただいています。もちろん報告書の全体には出ますけれども、あくまでもこども計画の中に載せるのは調査の一部になります。別途、それぞれの調査に全体の報告書がありますので、それに全部載せていきます。

《村上会長》

1点よろしいでしょうか。前回、基本目標のところ、基本目標の1と6で、1のところには権利のことも、権利侵害の防止というところが入っていたのですけれども、例えば、基本目標の6とあわせて権利は権利でという案も出ました。そこは、やはり分けることにしたのは何か理由があるのでしょうか。

《小谷室長》

前回の会議の中で、基本目標の1と6を一緒にしてはどうですかというようなご意見が出たかと思うのですけれども、事務局としては権利の保障、育ちの支援というところと、守る仕組みづくりということで、分けて考えていきたいと思っています。明確なお答えができてなくて申し訳ないのですけれども、基本目標の6は計画全体に係る仕組みに関してのものということで、分けていきたいと考えております。

《村上会長》

権利の保障と守る仕組みづくりというところで分けたということですね。

その他よろしいでしょうか。

では、各委員からご意見、ご質問ありがとうございました。この新しい事業（案）のところに、いろいろ具体的にどのような内容なのか等の質問があったかと思います。今後、具体的にになっていくところに期待をしたいと思います。

それでは、次に「子ども・子育て会議からの答申（案）」についてです。それでは、事務局から資料3についてご説明をお願いします。

《事務局》

資料3：（仮称）流山市こども計画の答申（案）について
説明

《村上会長》

以上で事務局からの説明は終わりました。

「（仮称）流山市こども計画の答申（案）について」ご意見や、ご感想等お願いいたします。

いかがでしょうか。上橋委員をお願いします。

《上橋委員》

附帯意見の２と４について、これは具体的にハード面で場所を用意しなければならないのですよね。若者の居場所づくり、それから、配慮を要することも達が安心して過ごせる環境づくり、これもハードが必要だと思います。こういう財源は国の方が用意して、各自治体がつくる際に、国が補助を出す体制になっているものですか。それとも市が独自に財源をつくり出してやるのですか。

《小谷室長》

上橋委員のご質問ですけれども、今まだ具体的にハードのみの話をしているわけではないと思ひまして、ソフト面も含めるところになると思います。具体的に国の事業名とかを現時点で把握しているわけではないのですけれども、若者の居場所づくり等に関しましても、国からの補助金等のメニューは出てきているかと思ひますので、必要に応じてそのメニューを使いながら、推進していきたいと思ひております。

《村上会長》

上橋委員よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。はい、設楽委員お願いします。

《設楽委員》

この附帯意見は、これとは別で詳細をこれから作っていくということでしょうか。

《小谷室長》

初めてだと分かりにくいかと思うのですが、この答申（案）は、この計画書が、実際に皆さんが今までご議論いただいた内容として、諮問という形で流山市こども計画の策定についてご審議をお願いしますということを市長から委員の皆様になさせていただきまして、審議した結果が流山市こども計画ですという答申をつくるイメージになります。

そこにプラスして、より伝えておきたい内容などを附帯意見という形でお示しさせていただくということが、今までの子ども・子育て会議の答申では多かったのですが、今回も同じくこの形でいければと思います。附帯意見の内容に関しては、一旦たたき台として事務局がつくっておりますが、皆様からのご意見という形になりますので、是非こちらにご意見等を頂戴しながら修正等行っていきたいと思ひています。

《設楽委員》

あまり長い文章にはできないということですね。

私が感じたのは先ほどの「資料2（仮称）流山市こども計画個別事業（案）について」もそうなのですが、流山市には特別支援学校がないので、6ページの主な取り組み欄の「(4)－② 特別な支援を要するこどもへの教育の充実」の教育のところを結局、事業番号75の「就学相談」という形でしかやれることがないように受け止めました。

附帯意見の4「配慮を要するこども達が、安心して過ごせる環境づくり・・・」という中に是非教育の場を入れてもらいたいと思います。そうすると具体的な案の方に就学相談以外にも、地域で学べるような取組をやってもらえと思ったので、その辺りが伝わるような表現にしてもらえたらと思います。

《小谷室長》

実際、具体的な事業に今回載ってこなかったものに関して、このようなことをさらに進めてくださいというような、努めていただきたいことなどを書くことが当然できますので、逆に設楽委員からこのような文言を使ってはどうかというようなご提案等をいただければいいのかなと思います。多少長くなっても大丈夫だと思いますので、是非委員の方々のご意見という形での附帯意見をつくっていただければと思います。

《田中副会長》

設楽委員が言っているようなことについて、前はどのような形で書いてあったかを探してみました。「障害児の地域社会への参加の方のインクルージョンを一層推進することや、医療的ケアが必要なことなどに基づいて、医療福祉教育が連携して対応する環境整備を推進されたい。」と書かれてあるので、それを簡単に言うと附帯意見4になるのかなという気がします。そのように調整して付け加えることもできると思います。

《設楽委員》

ありがとうございます。

教育に目を向けてもらいたいところなので、安心して過ごせる環境だけだとそこまでつながるのかなと疑問に思いもう少しはっきりした言葉で入れてもらえたらいいのかなと思いました。

《小谷室長》

是非、このような文言がいいのではないかというご提案をいただきたいと思います。

全体的に皆様にも関わってくる部分になるかと思いますので、この文言等で調整したいというところについて、別途、日にちを決めてご意見を頂戴するような形をとっていきたいと思っております。

《田中副会長》

この（仮称）流山市こども計画という名称については、どのようなスケジュールで進めるのでしょうか。

《小谷室長》

名称についてですけれども、現在検討中という形になっております。事務局の案としましては、「流山市こども計画」に副題をつけていきたいと考えているのですが、まだ具体的にそれをどうやって考えていくかというスケジュール等が決まっていないので、次回以降にお示しできればと思います。

《田中副会長》

少なくとも「若者」という文言は必要なのかなという気はしました。

《小谷室長》

「こども計画」という文言自体が、こども基本法に載っている文言になりますので、一旦、この法律上に載っている計画名にしている状況です。その辺りもどのような形で決めていくのか検討したいと思います。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

別途、日にちを決めて意見は募るのですが、現時点で何かご意見があればお出しいただければと思います。

はい、矢部委員お願いします。

《矢部委員》

「こどもにやさしいまちづくり」は誰がやるかというと大人だと思います。大人がみんなこどもに優しく、こどもの目線に立つというようなことを市から進めてい

ただけるような文言があれば良いと思いました。大人がこどもに目を向けるようなまちづくりを私達大人がやらなければならないと思うようなことを市が進めてサポートしてくださる。そのような文言が1つ入ると、行政が全部やるのではなく、大人も交えて一緒にやるというような、主体化できるようになったら良いと思ったので、その文言を入れていただけたらと思いました。お願いします。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。はい、長谷部委員お願いします。

《長谷部委員》

（仮称）流山市こども計画の44、45ページに、現状や過去を分析されて、流山市の課題というふうに、各調査から見られる課題をまとめていただいているので、この課題に対する附帯意見が述べられるといいのかなと思いながら皆さんのご意見をお聞きしていました。こどもの権利のことであるとか、子育てサービスの内容の充実というところ、あとは経済的支援というところは、既に附帯意見の方に盛り込まれているかなと思っていて、先ほど森下委員がおっしゃっていたような、若者支援というところについては、この附帯意見のところにも述べられていないのかなと思いました。この現状の課題に対して、どういうことを推進してほしいかという附帯意見を書いた方がいいのかなと思って聞いていました。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

課題に応じた附帯意見というところは大切だと思います。私も文言で、もう少し具体的な方がいいかなという点がありまして、「やさしい」や「安心して過ごせる環境づくり」は、確かにそうなのですが、全体的に「ふわっ」としたイメージがあるので、もう少し具体的に書いていく方が伝わりやすいと思います。このあたりについて、コメントで出させていただければと思います。

他にいかがでしょうか。はい、堰塚委員お願いします。

《堰塚委員》

今回は答申の記載についてであって、これは少し異なる分野になってしまうかもしれませんが、ちょうど会長の方からの「ふわっ」としたイメージがあるという部分に関連づけてなのですが、先ほど計画の個別事業について、少しお時間を

とっていただきましたが、その中で2ページの事業番号23「社会的養育の推進」ということで、里親制度について触れている部分があると思います。こちらの事業としましては県の事業になりますかね。里親に関する普及啓発などを行っていくという形になっておりまして、いろいろなお子さん達もいらっしゃいますし、そのお子さん達が育っているご家庭の多様性というものを受け入れていくような表現などがあっても良いのかなと思っております。

実際、市内には里親のご家庭のお子さんがどれくらいいらっしゃるか、私の方では把握はしておりませんが、もしその辺りで把握されているような数値などがありましたら教えていただければと思っております。

また、里親制度とは異なってくると思うのですが、特別養子縁組の制度の方も今は少しずつ社会的に普及している部分などもあるかと思っております。

周りになかなかそういうご家庭のお子さんがいないという状況もありまして、社会的には珍しい家庭という印象を受けざるを得ない状況ではあるのですが、特別養子縁組や里親に限らず、珍しいと思ってしまうようなご家庭にとって、この市や自治体、社会は、自分達や自分達の家庭を受け入れてくれていると考えられるような、感じられるような、多様性、重要性のあるようなコンセプトなどを、こちらの文章にもおいていただければいいかなと思いました。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

多様性という、多様な家庭を受け入れるというような土台というご意見が出ましたが、そういったところも含めて考えていければということなのです。

今、社会的養護のお話が出ましたが、箱田委員、何かございますか。

《箱田委員》

今の堰塚委員のご意見にあったように里親制度というのは、県の方の管轄なので市の関わりというのが、非常に難しい部分があるかと思います。私はショートステイ事業をやっていて、そこで里親さんのお宅での預かりというのも推進できるように促進できるようにということを今年度からやらせていただいています。

養子縁組や里親養育という長期間に渡るものとあわせて、短期間の預かりというものもありますので、そのように考えると、家庭養育だけではなく、それこそみんなで色々な子育ての仕方や過ごす場所の多様性など、そのようなところをさらに促進されていくと、より子育てのしやすさやこどもの育つ権利の保障などにはつながると思います。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

その辺りも附帯意見の中にうまく入れていけるといいと思います。

他にご意見いかがでしょうか。箱田委員お願いします。

《箱田委員》

別の視点ですけれども、附帯意見の2「こども・若者が市に関心を持ち、意見を言いやすい・・・」というところは、これまでの市のいろいろな取組を踏まえてのことだろうと思っています。そういうところがさらに強化されると良いと思いますが、やはり若者というのが入ってくると少々難しくなってくると思います。結局、29歳までと考えたときに、関心を持ち、意見を言いやすいということだけでいいのだろうか。こども・若者がその地域づくりの主体となるというところにさらに踏み込んでもいいのかなという感想を持ちました。

関心を持って意見を言っていよという環境づくりだけではなく、こども・若者も権利行使の主体として、この地域を自分達がつくっていくというところが促進されるような取組が推進されてもいいのかなと思いました。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

附帯意見の2だと地域づくりの主体となれるようにという目的も入れるような形で、環境づくりをするその目的というか、そういったところも入れるようにすると、もっと明確に具体的になるのかなと思います。

その他いかがでしょうか。若松委員お願いします。

《若松委員》

今回、附帯意見の1のところでこどもの権利に関して、こどもの権利保障を具体的に進めるとともに、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けて、全庁的に取り組んでいくことを実現するために、こどもの権利条約にあるこどもの権利に基づいて、こども達が地域の主体となり、参画できるまちづくりのような文言が入るといいと思いました。それは、こどもの権利が保障されることが明示される方がいいのかなと思いました。

最後に、若者支援のところで重ねて言わせていただければ、やはり義務教育終了後のこども達が社会人として、自立していけるような具体的な支援策を考えていたきたいと思います。文章としてどのように反映すればいいのか分からないのです

が、学ぶ権利の保障も含めて反映していただけたらと思います。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

こども・若者が主体という意見が出たところは、先ほど箱田委員がおっしゃっていただいたところと重なるかなと思います。

はい、上橋委員お願いします。

《上橋委員》

若松委員のご意見に対して、こどものいわゆる不登校あるいはドロップアウトの問題は、主として教育委員会の仕事ですよね。それから、そのまま社会に出ていった若者の生活問題は、労働政策の問題ですよね。子育ての仕事は、正直に言うと29歳まで、こどもの年齢を上げるのは基本的に難しいことだと思います。未成年のこどもをどうするかということで考えていった方がいいと思います。

そうすると大体このこども計画で、やるべきことは具体化してくると、今おっしゃったように義務教育を満足に終えないで社会に出た、これもう成人以降の大きい問題がありますから、こども家庭庁の仕事の範囲外じゃないかなと思います。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

特に事務局からありませんか。

《小谷室長》

上橋委員のご意見ですけれども、こども基本法及びこども大綱に関しましては、年齢を定めてないのです。18歳までというものを定めているものではなく、発達過程にあるものということで、年齢を問わずというと少々語弊がありますけれども、18歳で切らずにその先も見たいこうという方針にあるかと思いますので、その辺りも含めて、今回こども計画を策定していこうと考えております。

もちろん難しい部分というのは多数あるかと思いますが、できる範囲でというところにはなりますけれども、国の方針としては、その先も見据えてとなっているので、流山市もできる範囲でやっていきたいと考えております。

《村上会長》

この附帯意見というのは、前の子どもをみんなで育む計画から連続しているので、

例えば、前回の令和４年度にも附帯意見を出していると思いますが、令和元年のものと連続しているので、それを資料として添付していただいてその上で、ご意見を募るということも可能でしょうか。

《小谷室長》

令和元年度と令和４年度もございますので皆様に送らせていただきます。その際に何日までにご意見をくださいという形でご連絡しようと思いますのでよろしくお願いします。

《村上会長》

よろしくお願いします。その方が分かりやすいのではないかと思います。

では、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員からご質問ご意見ありがとうございました。全体的な皆様のご意見をまとめますと、こども・若者が地域づくりの主体となれるようなということ、多様な家庭を地域でインクルージョンするようなところを入れられればということ、特別支援学校がないというところから配慮を要するこども達の教育の場の保障ということなどのご意見が出ました。

それから、「ふわっ」とした表現があるのでもう少し具体的で的確な内容を含められればというところかなあと思います。

それでは議題（１）については以上とします。

最後に議題の（２）その他についてです。事務局から説明をお願いします。

《事務局》

次回の第７回子ども・子育て会議の日程のご案内になります。

日時は、来月ですが、１０月１８日金曜日の午後２時から予定しております。

次回、流山市こども計画（素案）の全体像という形になっていきますので、１０月を終えたらその後、パブリックコメント等に移っていきますので計画等の議論は、一旦の終了を迎える形になりますので、ぜひ委員の皆様ご出席のほどよろしくお願いします。

《村上会長》

以上で、事務局からのご案内が終わりました。ご質問等ありますか。

それでは、次回令和６年度第７回の会議は、（仮称）流山市こども計画（素案）の全体像についてが議題となる予定ですので、ご出席のほど重ねてお願い申し上げます。

す。

それでは以上をもちまして、令和6年度第6回流山市子ども・子育て会議を閉会します。どうもお疲れさまでした。

以上